

議案第56号

北上市一般職の職員の給与条例等の一部を改正する条例

(北上市一般職の職員の給与条例の一部改正)

第1条 北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>

3～5 [略]

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	[略]	[略]
	1	147,400	197,200	233,500	266,500	292,300		
	2	148,500	199,000	235,200	268,400	294,500		
	3	149,700	200,800	236,700	270,200	296,600		
	4	150,800	202,700	238,300	272,300	298,600		
	5	151,900	204,200	239,700	274,000	300,600		
	6	153,000	206,000	241,400	275,800	302,700		
	7	154,100	207,800	242,900	277,600	304,900		
	8	155,200	209,600	244,500	279,700	306,900		
	9	156,200	211,200	245,700	281,700	308,800		
	10	157,700	213,100	247,200	283,700	311,200		
	11	159,000	214,900	248,800	285,600	313,400		
	12	160,300	216,700	250,100	287,500	315,700		
13	161,500	218,100	251,600	289,600	317,800			

3～5 [略]

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	[略]	[略]
	1	151,400	200,200	236,400	268,300	293,300		
	2	152,500	202,000	238,100	270,100	295,500		
	3	153,700	203,800	239,600	271,600	297,600		
	4	154,800	205,700	241,100	273,400	299,600		
	5	155,900	207,200	242,400	275,100	301,500		
	6	157,000	209,000	244,000	276,900	303,500		
	7	158,100	210,800	245,500	278,700	305,300		
	8	159,200	212,600	247,000	280,800	306,900		
	9	160,200	214,200	248,200	282,700	308,800		
	10	161,700	216,100	249,700	284,700	311,200		
	11	163,000	217,900	251,200	286,600	313,400		
	12	164,300	219,700	252,500	288,500	315,700		
13	165,500	221,100	254,000	290,500	317,800			

14	163,000	219,900	253,000	291,500	319,900
15	164,500	221,600	254,300	293,400	322,200
16	166,100	223,400	255,700	295,200	324,300
17	167,300	225,200	257,300	297,000	326,200
18	168,900	226,900	258,800	299,000	328,200
19	170,400	228,500	260,500	301,200	330,200
20	171,900	230,100	262,300	303,200	332,200
21	173,200	231,500	263,900	305,100	334,000
22	175,900	233,200	265,600	307,200	336,100
23	178,500	234,900	267,300	309,200	338,100
24	181,200	236,500	268,900	311,400	340,200
25	183,800	237,500	270,800	313,100	341,600
26	185,500	239,000	272,600	315,200	343,600
27	187,100	240,400	274,300	317,200	345,500
28	188,800	241,600	276,000	319,200	347,400
29	190,300	242,800	277,800	320,900	349,000
30	192,100	244,000	279,500	323,000	350,900
31	193,900	245,000	281,300	325,100	352,800
32	195,600	246,300	282,800	327,200	354,700
33	197,200	247,600	284,300	328,400	356,600
34	198,600	248,600	286,200	330,400	358,400
35	200,100	249,800	288,100	332,400	360,200
36	201,700	251,100	290,000	334,500	361,900

14	167,000	222,900	255,200	292,300	319,900
15	168,500	224,600	256,500	293,800	322,200
16	170,100	226,400	257,700	295,200	324,300
17	171,200	228,100	259,100	297,000	326,200
18	172,700	229,800	260,500	299,000	328,200
19	174,100	231,400	261,900	301,200	330,200
20	175,500	232,900	263,400	303,200	332,200
21	176,800	234,200	265,000	305,100	334,000
22	179,300	235,800	266,700	307,200	336,100
23	181,800	237,500	268,400	309,200	338,100
24	184,400	239,000	270,000	311,400	340,200
25	186,800	240,000	271,800	313,100	341,600
26	188,500	241,500	273,600	315,200	343,600
27	190,100	242,800	275,300	317,200	345,500
28	191,800	244,000	277,000	319,200	347,400
29	193,300	245,200	278,700	320,900	349,000
30	195,100	246,200	280,400	323,000	350,900
31	196,900	247,200	282,200	325,100	352,800
32	198,600	248,300	283,700	327,200	354,700
33	200,200	249,400	284,900	328,400	356,600
34	201,600	250,300	286,600	330,400	358,400
35	203,100	251,200	288,300	332,400	360,200
36	204,700	252,200	290,000	334,500	361,900

37	203,000	252,000	291,600	336,400	363,300
38	204,300	253,300	293,300	338,300	364,600
39	205,500	254,500	295,100	340,300	366,100
40	206,800	255,900	296,900	342,200	367,500
41	208,100	257,300	298,400	344,200	368,800
42	209,400	258,700	300,200	346,100	369,700
43	210,700	259,900	301,700	347,900	370,800
44	212,000	261,100	303,300	349,800	371,900
45	213,200	262,300	304,900	351,300	372,700
46	214,500	263,500	306,600	352,700	373,600
47	215,800	264,800	308,200	354,200	374,500
48	217,100	266,000	310,000	355,800	375,400
49	218,200	267,100	310,900	357,400	376,300
50	219,300	268,200	312,400	358,200	377,200
51	220,300	269,500	313,900	359,400	378,000
52	221,400	270,800	315,500	360,400	378,800
53	222,500	271,800	317,100	361,300	379,500
54	223,500	272,900	318,700	362,400	380,200
55	224,500	274,200	320,300	363,300	380,900
56	225,500	275,500	321,900	364,400	381,600
57	225,800	276,400	323,400	365,300	382,100
58	226,600	277,500	324,600	366,100	382,700
59	227,400	278,400	325,800	366,800	383,300

37	206,000	253,100	291,600	336,400	363,300
38	207,300	254,400	293,300	338,300	364,600
39	208,500	255,600	295,100	340,300	366,100
40	209,800	257,000	296,900	342,200	367,500
41	211,100	258,300	298,400	344,200	368,800
42	212,400	259,700	300,200	346,100	369,700
43	213,700	260,900	301,700	347,900	370,800
44	215,000	262,100	303,300	349,800	371,900
45	216,200	263,200	304,900	351,300	372,700
46	217,500	264,400	306,600	352,700	373,600
47	218,800	265,700	308,200	354,200	374,500
48	220,100	266,900	310,000	355,800	375,400
49	221,100	268,000	310,900	357,400	376,300
50	222,200	269,000	312,400	358,200	377,200
51	223,200	270,200	313,900	359,400	378,000
52	224,200	271,300	315,500	360,400	378,800
53	225,200	272,300	317,100	361,300	379,500
54	226,100	273,300	318,700	362,400	380,200
55	227,100	274,400	320,300	363,300	380,900
56	228,000	275,500	321,900	364,400	381,600
57	228,300	276,400	323,400	365,300	382,100
58	229,100	277,500	324,600	366,100	382,700
59	229,800	278,400	325,800	366,800	383,300

60	<u>228,100</u>	279,500	327,000	367,500	384,000
61	<u>228,800</u>	280,600	327,700	367,900	384,400
62	<u>229,800</u>	281,600	328,600	368,500	385,100
63	<u>230,600</u>	282,500	329,400	369,200	385,700
64	<u>231,400</u>	283,500	330,200	369,900	386,300
65	<u>232,100</u>	284,000	331,100	370,200	386,700
66	<u>232,800</u>	284,900	331,500	370,900	387,300
67	<u>233,800</u>	285,600	332,300	371,600	387,900
68	<u>234,800</u>	286,500	333,100	372,300	388,600
69	<u>235,500</u>	287,600	333,900	372,600	389,000
70	<u>236,100</u>	288,400	334,600	373,200	389,500
71	<u>236,600</u>	289,200	335,300	373,900	390,000
72	<u>237,300</u>	290,000	336,000	374,500	390,600
73	<u>238,100</u>	290,800	336,500	374,800	390,900
74	<u>238,700</u>	291,300	337,100	375,400	391,300
75	<u>239,300</u>	291,700	337,600	376,100	391,700
76	<u>239,800</u>	292,200	338,200	376,700	392,100
77	<u>240,500</u>	292,400	338,500	377,200	392,400
78	<u>241,200</u>	292,700	339,000	377,700	392,700
79	<u>241,900</u>	292,900	339,400	378,300	393,000
80	<u>242,400</u>	293,300	339,900	378,800	393,300
81	<u>242,900</u>	293,500	340,300	379,300	393,500
82	<u>243,700</u>	293,700	340,800	379,900	393,800

60	<u>230,500</u>	279,500	327,000	367,500	384,000
61	<u>231,200</u>	280,600	327,700	367,900	384,400
62	<u>232,000</u>	281,600	328,600	368,500	385,100
63	<u>232,700</u>	282,500	329,400	369,200	385,700
64	<u>233,300</u>	283,500	330,200	369,900	386,300
65	<u>233,900</u>	284,000	331,100	370,200	386,700
66	<u>234,500</u>	284,900	331,500	370,900	387,300
67	<u>235,200</u>	285,600	332,300	371,600	387,900
68	<u>235,900</u>	286,500	333,100	372,300	388,600
69	<u>236,600</u>	287,600	333,900	372,600	389,000
70	<u>237,200</u>	288,400	334,600	373,200	389,500
71	<u>237,700</u>	289,200	335,300	373,900	390,000
72	<u>238,400</u>	290,000	336,000	374,500	390,600
73	<u>239,100</u>	290,800	336,500	374,800	390,900
74	<u>239,700</u>	291,300	337,100	375,400	391,300
75	<u>240,300</u>	291,700	337,600	376,100	391,700
76	<u>240,800</u>	292,200	338,200	376,700	392,100
77	<u>241,400</u>	292,400	338,500	377,200	392,400
78	<u>242,100</u>	292,700	339,000	377,700	392,700
79	<u>242,800</u>	292,900	339,400	378,300	393,000
80	<u>243,300</u>	293,300	339,900	378,800	393,300
81	<u>243,800</u>	293,500	340,300	379,300	393,500
82	<u>244,500</u>	293,700	340,800	379,900	393,800

83	244,400	294,100	341,300	380,400	394,100
84	245,100	294,400	341,800	380,700	394,300
85	245,700	294,700	342,100	381,100	394,500
86	246,400	295,000	342,500	381,600	394,800
87	247,100	295,300	343,000	382,000	395,100
88	247,800	295,700	343,500	382,400	395,300
89	248,300	296,000	343,800	382,800	395,500
90	248,800	296,400	344,200	383,300	395,800
91	249,100	296,700	344,700	383,700	396,100
92	249,500	297,100	345,100	384,100	396,300
93	249,800	297,300	345,300	384,400	396,500
94		297,500	345,700	384,900	396,800
95		297,800	346,200	385,300	397,100
96		298,200	346,600	385,700	397,300
97		298,500	346,800	386,000	397,500
98		298,800	347,200	386,500	
99		299,200	347,600	386,900	
100		299,600	347,900	387,300	
101		299,800	348,200	387,600	
102		300,100	348,600		
103		300,500	349,000		
104		300,800	349,400		
105		301,000	349,900		

83	245,100	294,100	341,300	380,400	394,100
84	245,600	294,400	341,800	380,700	394,300
85	246,100	294,700	342,100	381,100	394,500
86	246,700	295,000	342,500	381,600	394,800
87	247,300	295,300	343,000	382,000	395,100
88	247,800	295,700	343,500	382,400	395,300
89	248,300	296,000	343,800	382,800	395,500
90	248,800	296,400	344,200	383,300	395,800
91	249,100	296,700	344,700	383,700	396,100
92	249,500	297,100	345,100	384,100	396,300
93	249,800	297,300	345,300	384,400	396,500
94		297,500	345,700	384,900	396,800
95		297,800	346,200	385,300	397,100
96		298,200	346,600	385,700	397,300
97		298,500	346,800	386,000	397,500
98		298,800	347,200	386,500	
99		299,200	347,600	386,900	
100		299,600	347,900	387,300	
101		299,800	348,200	387,600	
102		300,100	348,600		
103		300,500	349,000		
104		300,800	349,400		
105		301,000	349,900		

	106	301,300	350,300					106	301,300	350,300				
	107	301,700	350,700					107	301,700	350,700				
	108	302,000	351,100					108	302,000	351,100				
	109	302,200	351,600					109	302,200	351,600				
	110	302,600	352,000					110	302,600	352,000				
	111	303,000	352,300					111	303,000	352,300				
	112	303,300	352,600					112	303,300	352,600				
	113	303,500	353,100					113	303,500	353,100				
	114	303,700						114	303,700					
	115	304,000						115	304,000					
	116	304,400						116	304,400					
	117	304,600						117	304,600					
	118	304,800						118	304,800					
	119	305,100						119	305,100					
	120	305,400						120	305,400					
	121	305,800						121	305,800					
	122	306,000						122	306,000					
	123	306,300						123	306,300					
	124	306,600						124	306,600					
	125	306,900						125	306,900					
	[略]							[略]						
	[略]							[略]						
2	(初任給、昇格、昇給等の基準)							(初任給、昇格、昇給等の基準)						

第5条 [略]

2・3 [略]

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6～10 [略]

11 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（

第5条 [略]

2・3 [略]

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

6～10 [略]

11 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、北上市職員の勤務時間、休日及び休暇条例（平成7年北上市条例第5号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（

以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、北上市職員の勤務時間、休日及び休暇条例(平成7年北上市条例第5号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第15条 [略]

以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

2 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第15条 [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が4万5,000円を超えるときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を4万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が4万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を4万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額））

(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して2万4,500円の範囲内で規則で定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員等」という。）のうち、1月当

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が4万5,000円を超えるときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を4万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が4万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を4万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額））

(2) 前項第2号に掲げる職員 通勤距離を考慮して2万4,500円の範囲内で規則で定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員等」という。）のうち、

たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) [略]

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する

1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) [略]

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当す

額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) [略]

4～7 [略]

(時間外勤務手当)

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

る額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) [略]

4～7 [略]

(時間外勤務手当)

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2～4 [略]

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得

2～4 [略]

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗

た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 [略]

(期末手当)

第25条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。こ

じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 [略]

(期末手当)

第25条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。こ

の場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

（特定の職員についての適用除外）

第32条 第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第18条、第19条及び第27条の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

（単純労務者の給与の種類及び基準）

の場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

（特定の職員についての適用除外）

第32条 第5条第3項から第10項まで、第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第18条、第19条及び第27条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第18条、第19条及び第27条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

（技能職員等の給与の種類及び基準）

第34条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。

附 則

1～15 [略]

第34条 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「技能職員等」という。）（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。

附 則

1～15 [略]

16 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第18項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

17 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 北上市職員の定年等条例（平成3年北上市条例第23号

。以下「定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年等条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(3) 定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

18 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び次項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 19 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第16項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 20 附則第18項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第16項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 21 前3項の規定による給料を支給される職員に対する第25条第5項（第26条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第18項から第20項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 22 育児短時間勤務職員等に対する附則第16項及び第18項の規定の適用については、附則第16項中「）とする」とあるのは「）に算出率を乗じて得た額とする」と、附則第18項中「達しない」とあるのは「算出率を乗じて得た額に達しない」と、「基礎給料月額と」とあるのは「基礎給料月額

に算出率を乗じて得た額と」とする。

23 附則第16項から前項までに定めるもののほか、附則第16項の規定による給料月額、附則第18項の規定による給料その他附則第16項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

24 附則第16項から前項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は北上市職員の定年等条例の一部を改正する条例（令和4年北上市条例第〇号）附則第2条第1項の規定に基づき勤務している職員には適用しない。

25 技能職員等の特定日以後の給料の特例は、附則第16項及び第18項から第20項までの規定を基準として、規則で定める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再 任	[略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]
定 年	[略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再 任	[略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]
定 年	[略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]

用 職 員 以 外 の 職 員									前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員								
	再 任 用 職 員	189,400	217,100	257,500	277,100	292,300	317,900	360,000		定 年 前 再 任 用 短	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
										円	円	円	円	円	円	円	円
										189,400	217,100	257,500	277,100	292,300	317,900	360,000	

[略]	時 間 勤 務 職 員	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。		

(北上市一般職の任期付職員の採用等条例の一部改正)

第2条 北上市一般職の任期付職員の採用等条例（平成24年北上市条例第31号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第24条の2第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び北上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年北上市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第24条の2第1項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第24条の2第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び北上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年北上市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第24条の2第1項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3・4 [略]</p>

別表第1（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	378,000
2	426,000
3	476,000
4	538,000
5	613,000
6	716,000
7	837,000

別表第1（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	379,000
2	426,000
3	476,000
4	538,000
5	613,000
6	716,000
7	837,000

2 （給与条例の適用除外等）

第9条 [略]

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第24条の2第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び北上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年北上市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第24条の2第1項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

（給与条例の適用除外等）

第9条 [略]

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条、第24条の2第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び北上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年北上市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第24条の2第1項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」とする。

3・4 [略]	3・4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(北上市会計年度任用職員の給与等条例の一部改正)

第3条 北上市会計年度任用職員の給与等条例（令和元年北上市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(北上市職員の分限の手續及び効果等条例の一部改正)

第4条 北上市職員の分限の手續及び効果等条例（平成3年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(降任、免職及び休職の手續)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p>	<p>(降任、免職及び休職の手續)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員の意に反する降任<u>(法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に該当する降任を除く。)</u>若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p>

附 則

1・2 [略]

附 則

1・2 [略]

3 当分の間、次の各号に掲げる規定による定めによる降給を行う場合は、規則に定めるところにより、当該職員に当該各号の規定又は規定による定め適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(1) 北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）附則第16項又は同条例第34条に規定する技能職員等に係る同条例附則第25項の規定による定め

(2) 北上市下水道事業職員の給与の種類及び基準条例（平成3年北上市条例第163号）附則第2項の規定による定め

備考 改正部分は、下線の部分である。

（北上市職員の懲戒の手續及び効果条例の一部改正）

第5条 北上市職員の懲戒の手續及び効果条例（平成3年北上市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下<u>給料額</u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、<u>報酬額</u>）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下<u>の期間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、<u>報酬</u>（<u>北上市会計年度任用職員の給与等条例（令和元年北上市条例第10号）第3条の規定による報酬に限る。</u>）の額）の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額</u></p>

の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条表2の項及び第2条表2の項の改正部分並びに第3条から第5条まで及び附則第5項から第12項までの規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条（表1の項の改正部分に限る。第4項において同じ。）の規定による改正後の北上市一般職の職員の給与条例（以下「令和4年12月施行給与条例」という。）別表第1の規定は令和4年4月1日から、令和4年12月施行給与条例第26条第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。
- 3 第2条（表1の項の改正部分に限る。次項において同じ。）の規定による改正後の北上市一般職の任期付職員の採用等条例（以下「新任期付職員条例」という。）別表第1の規定は令和4年4月1日から、新任期付職員条例第9条第2項の規定は令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 令和4年12月施行給与条例及び新任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の北上市一般職の職員の給与条例及び第2条の規定による改正前の北上市一般職の任期付職員の採用等条例の規定に基づいて支給された給与は、令和4年12月施行給与条例及び新任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 5 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（北上市職員の定年等条例（平成3年北上市条例第23号）第12条の規定に基づき採用された職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される第1条（表2の項の改正部分に限る。）の規定による改正後

の北上市一般職の職員の給与条例（以下「令和5年4月施行給与条例」という。）第4条第1項に規定する行政職給料表（附則第7項において「行政職給料表」という。）の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、令和5年4月施行給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、北上市職員の勤務時間、休日及び休暇条例（平成7年北上市条例第5号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

7 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される行政職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、令和5年4月施行給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、北上市職員の勤務時間、休日及び休暇条例（平成7年北上市条例第5号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、令和5年4月施行給与条例第15条第2項の規定を適用する。

9 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、令和5年4月施行給与条例第25条第3項の規定を適用する。

10 令和5年4月施行給与条例第26条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

11 令和5年4月施行給与条例第5条第3項から第10項まで、第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第18条、第19条及び第27条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

12 附則第5項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与その他必要な事項は、規則で定める。

令和4年12月1日提出

北上市長 高橋 敏彦

提案理由

岩手県人事委員会の勧告に基づく岩手県職員の給与の取扱いに準拠し、一般職の職員、特定任期付職員及び会計年度任用職員の給与の改定をするとともに、職員の定年の引上げに伴い、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給与に関する特例を設ける等所要の改正をしようとするものである。